

社会福祉法人 光輪会

役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人光輪会（以下「当法人」という）定款第 9 条及び第 23 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）等（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給することができる。

(1) 常勤役員等については報酬、賞与を支給し、退職金は別表第 3 に基づき支給することができる。

(2) 非常勤役員等については、当該会議に出席した回数報酬を支給するとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任死亡により退任した者に支給できるものとし、死亡により退任した者についてはその遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 3 条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第 1 に定める額を支給することができる。
- (2) 賞与については、別表第 2 に定める額を支給することができる。
- (3) 退職手当については、別表第 3 に定める算式により算出される額を支給することができる。
- (4) 通勤手当については、職員給与規定第 条の規定に準ずる額を支給することができる。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 4 条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第 4 に定める額を支給することができる。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、
宿泊料）を支給することができる。

(当法人職員給与との併給)

第 5 条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、給与支給規定の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月15日とする、ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与第 条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年7月及び12月として支給することができる。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3カ月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した回数、決算理事会、定時評議員会時にまとめて支給することができる。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中かにおける就任、退任、又は解任の場合の報酬については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 8 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数には、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 9 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(規則)

第 11 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規定は平成 29 年 4 月 1 日改正施行する。

この規定は令和 5 年 4 月 1 日改正施行する。

社会福祉法人 光輪会

評議員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人光輪会の評議員の報酬関し、必要な事項を定める。

(評議員報酬の定義)

第 2 条 この規定における役員とは、評議員及び理事長が特に必要と認めた役員に対し、評議員として職

務執行の対価として法人が支給するものをいう。

(評議員報酬額の決定)

第 3 条 評議員に対して、各年度の総額が 30 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(支給日、支払い方法)

第 4 条 評議員報酬は、当該会議に出席した回数を、定時評議員会時にまとめて支給することができる。

(公表)

第 5 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改正)

第 6 条 この規定の改正については評議員会の決議を要する。

(改廃)

第 7 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規定は平成 29年 4月 1日改正施行する。

この規定は令和 5年 4月 1日改正施行する。